

三次市立図書館資料選定基準 (別紙3)

平成16年4月1日
三次市立図書館長

(目的)

- 1 三次市立図書館資料収集方針に基づき、図書館資料の選定に必要な基準をここに定める。

(分類方法)

- 2 収集する資料は、日本十進分類法第9版に基づいて分類し、各分野にバランスの取れた蔵書構成となるよう、常に分析・検討を行う。

(選書基準)

- 3 中央館における選書基準は、次のとおりとする。

(1) 一般図書

- ① 分類上の第3次区分(目)で、一分類番号において最低3冊は所蔵できるよう収集に努める。
- ② 実用書は、参考図書(貸出禁止)とのバランスを考慮しながら、貸出用の専門書も収集する。
- ③ 文学については、幅広く様々な作家の著書を収集するが、その作家の代表作と呼ばれるものについては、必ず収集するよう努める。

(2) 児童図書

- ① 一般的な児童書だけでなく、絵本、紙芝居、大型本等様々な形態の資料を収集する。
- ② 蔵書構成の中で、児童図書の占める割合が25%を越えるよう、積極的な収集に努める。

(3) 参考図書

- ① 1万円を越える高価な資料については、永久的に保存・利用できるものと判断されるものを厳選して収集する。

(4) 行政資料

- ① 三次市の行政資料は、各部署に通知し、積極的に収集する。
- ② 国、県、県内市町村の行政資料は、積極的に収集し、行政コーナーへ配置する。

(5) 郷土資料

- ① 個人出版のものも広く収集するが、できるだけ寄贈を求める。
- ② 市内の書店や出版社へも情報提供を依頼し、積極的に郷土資料の収集に努める。

(6) 外国語資料

- ① 各国の代表的な文学作品などを、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語を中心とした言語で表記した図書資料を収集する。
- ② 外国語教育に役立つよう、英語版を中心とした児童書の収集に努める。

(7) 逐次刊行物

- ① 新聞は、中国新聞（永久保存）、読売新聞（縮冊版含む）毎日新聞、朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞を購入するが、利用者のニーズを判断し、新しい新聞の購入も検討する。
- ② 雑誌は、月刊誌を中心に、利用者ニーズに沿ったものを厳選して収集する。
- ③ 寄贈を受ける新聞や逐次刊行物については、営利目的や特定の政党・宗教への勧誘等がないか充分検討し、収集する。

(8) 視聴覚資料

- ① 著作権に注意し、できるだけ貸出が許可された視聴覚資料を収集する。
- ② 新しい記憶媒体、電子資料については、設備の改善も含め検討し、積極的に収集していくよう努める。

(9) バリアフリー資料

- ① 大活字資料やバリアフリー資料の収集に努める。
- ② 点字資料の収集方法と活用を検討する。

4 収集しない資料

- (1) 人権を侵害し、差別を助長する目的でつくられた資料は、収集しない。
- (2) 特定の企業、宗教団体、政治団体等を取り上げ、営利や勧誘を目的とした資料は、収集しない。
- (3) コミック、漫画週刊・月刊誌は、特別なものでない限り収集しない。
- (4) 参考書、問題集は、原則収集しない。

5 分館についても地域性や館の容量を考慮した上で中央館に準ずる。